

平成 30 年 6 月 1 日
消 防 庁

消防法施行規則等の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布

消防庁は、消防法施行規則等の一部を改正する省令（案）等の内容について、平成 30 年 3 月 5 日から平成 30 年 4 月 4 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、13 件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行規則等の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が平成 30 年 6 月 15 日に施行され、住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 272 号）により、住宅宿泊事業に係る事前の届出が同年 3 月 15 日より開始されることが決定されたこと、及び旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 98 号）が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、客室の最低面積基準が収容定員一人当たり 3.3 m²以上とするよう緩和されたとともに、「簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について」（平成 29 年 12 月 15 日付け生食発 1215 第 3 号）により、複数の簡易宿所において共同で玄関帳場等を設置する場合の取扱いについて示されたことに伴い、共同住宅の一部が消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第一（5）項イの用途に供される防火対象物が今後増加することが想定されることから、こうした施設における消防用設備等の設置基準を合理化する等の整備を行うものです。

2 意見公募の結果

消防法施行規則等の一部を改正する省令（案）等の内容について平成 30 年 3 月 5 日から平成 30 年 4 月 4 日までの間、意見を公募したところ、13 件の御意見がございました。いただいた御意見及び御意見に対する総務省の考え方の詳細は、別紙のとおりです。

3 省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、「消防法施行規則等の一部を改正する省令」等を平成 30 年 6 月 1 日に公布しました。

4 資料の入手方法

別紙の資料については、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）及び消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）の「報道資料」欄に、本日（1日（金））14時を目途に掲載するほか、総務省消防庁予防課（総務省 3 階）において閲覧に供するとともに配布します。また、電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄にも掲載します。



（事務連絡先）

消防庁予防課 塩谷専門官、四維係長、
松葉、大矢、馬場、祝迫

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

【消防法施行規則等の一部を改正する省令（案）等】に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方		提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>No. 1</p> <p>本改正案は、消防法施行令別表第一(5)項イの用途に供される部分における消防用設備等の設置基準を緩和するものだが、他の用途においても同様に緩和するべきではないか。</p>	<p>今回の改正は、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）の施行や旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の改正により、今後共同住宅の一部が消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。）別表第一（以下「令別表第一」という。）(5)項イに掲げる用途に供される防火対象物の増加が見込まれることから、こうした防火対象物における消防用設備等の設置基準を合理化するものです。</p>		無
<p>No. 2</p> <p>共同住宅の一部に家主不在型の民泊が入った場合、火災等が発生した場合の宿泊客による初期消火体制や通報体制、宿泊客に対する避難誘導体制などをどのように担保するつもりなのか不明確であるため、消防用設備等を含むハード面の改正だけではなく、防火管理の充実といったソフト面に関してもご検討いただきたい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討を行う上で、参考とさせていただきます。</p>		無
<p>No. 3</p> <p>省令及び告示の改正は、法の委任に基づいて規定されるもので無ければならないと思うが、このことについて今回の各省令を単独で改正する根拠は何か。</p>	<p>今回の改正は、消防法施行令の各規定を根拠としています。</p>		無

No. 4	<p>今回の改正案が住宅宿泊事業法の施行等に伴うものであるならば、住宅宿泊事業法に基づく届出住宅に限定せず、(5)項イすべてに適用しようとしている理由は何か。 ※注 (No.3 の意見提出者と同じ)</p>	<p>今回の改正は、住宅宿泊事業法の施行や旅館業法の改正により、住宅を活用した宿泊施設の増加が見込まれること等に伴うものであり、住宅宿泊事業法に基づく届出住宅と旅館業法に基づく住宅を活用した宿泊施設とでは、その構造や可燃物量などが大きく変わらず、統一的な規制を課すことが望ましいためです。</p>	無
No. 5	<p>これまでの間、住宅を活用した宿泊施設等は現行法令の規定により消防用設備等の規制を行ってきたが、今回の改正案に至った経緯如何。 ※注 (No.3 の意見提出者と同じ)</p>	<p>公布された住宅宿泊事業法や改正旅館業法の内容を踏まえ、防火安全性や規制の合理化等について検討したものです。</p>	無
No. 6	<p>消防法施行規則改正案第13条第1項第1号の2が適用できる部分として、(5)項イ並びに(6)項ロ及びびハの用途に供される部分の床面積の合計が3,000㎡未満の防火対象物のうち、当該用途が存しない階に限っているが、消防法施行規則第13条第1項第1号では適用できる部分を限定していない理由は何か。 ※注 (No.3 の意見提出者と同じ)</p>	<p>御意見を踏まえ、消防法施行規則第13条第1項第1号の規定は、令別表第一(6)項ロ及びびハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が3,000㎡以上となる防火対象物の当該部分が存する階に適用できないよう改正します。</p>	有
No. 7	<p>消防法施行規則改正案における「居室を耐火構造の壁及び床で区画」の「耐火構造」とは建築基準法第2条第7号に規定するものをいうと考えるが、建築基準法第2条9号の2イ(2)に規定する性能が含まれない理由は何か。 ※注 (No.3 の意見提出者と同じ)</p>	<p>今回の改正案では、スプリンクラー設備の代替措置として、居室で発生した火災を局限化することによる延焼拡大防止や避難経路の確保等を目的とし、現行の消防法施行規則第13条第1項第1号などの規定と同様、当該居室の壁及び床に一定の耐火性能として耐火構造であることを求めています。</p>	無

No. 8	<p>「(5) 項イ並びに(6) 項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階」とは、当該用途に供される部分及び当該用途と(5) 項ロとの共用部分を有しない階のみをいうものと理解するがいかがか。 ※注 (No.3 の意見提出者と同じ)</p>	<p>「(5) 項イ並びに(6) 項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階」とは、これらの用途に供される部分の利用者により使用される部分が存しない階をいうものです。 通常、当該利用者が使用しない機械室や電気室など、共用部分のみが存する階などは、当該階に該当すると考えております。</p>	無
No. 9	<p>今回の改正案では、住戸利用施設の用途が延べ面積の二分の一以下であることとされているが、当該部分の床面積が大きくなった場合に本来設置が必要である「通常用いられる消防用設備等」とそれに替えて設置することができ「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」で同等の安全性があるといえるか。 ※注 (No.3 の意見提出者と同じ)</p>	<p>特定共同住宅等の位置、構造及び設備の性能から総合的に判断し、通常用いられる消防用設備等と同等の安全性を有していると考えております。</p>	無
No. 10	<p>特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができ「特定小規模施設」は、用途だけに着目するものではなく客観的な検証に基づくものでなければならぬと思うがいかがか。 ※注 (No.3 の意見提出者と同じ)</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討を行う上で参考とさせていただきます。</p>	無
No. 11	<p>「365 日稼働可能な宿泊施設」と「最大 180 日稼働するにとどまる届出住宅」とでは、火災の生じる危険性も異なってきます。そのため、今後、規制の「合理化」の検討を継続するとともに、火災の生じる危険性が異なるこ</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討を行う上で参考とさせていただきます。</p>	無

	とにも着目した一層の「合理化」の検討をお願いいたします。		
No. 12	<p>住宅宿泊事業は、一般個人が担い手となるため、シンブルでわかりやすいルールが求められます。本案の改正内容も含め住宅宿泊事業に適用される規制の内容について、誰にでもわかりやすい周知資料の作成・インターネットでの公開、その他広報・啓蒙活動を行っていただくことを強く要望いたします。</p> <p>※注 (No.11 の意見提出者と同じ)</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討を行う上で参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今回の改正案の内容を含めた民泊における消防上の取り扱い等を説明したリーフレット作成し、消防庁ホームページ（以下 URL）に公開しております。</p> <p><http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedlist4_19.html></p>	無
No. 13	<p>一般個人が住宅を活用するという住宅宿泊事業ならではの特徴、および、一般個人も容易に法令遵守できる運用について、各地域の消防署に対して周知徹底していただくようお願いいたします。</p> <p>※注 (No.11 の意見提出者と同じ)</p>	<p>今回の改正内容等に係る運用及び民泊における消防上の取り扱い等を説明したリーフレットの活用について、各消防機関に周知する予定です。</p>	無
No. 14	<p>消防に関する法令が、住宅宿泊事業法第 1 条に規定する目的の妨げとならず、安心安全な住宅宿泊事業の発展に資するため、今後も、ユーズ（住宅宿泊事業者）の声を丁寧に聞きながら、合理的かつ現実的なルールを検討いただきたたく存じます。</p> <p>※注 (No.11 の意見提出者と同じ)</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討を行う上で参考とさせていただきます。</p>	無
No. 15	<p>延べ面積 200 平方メートル未満で 3 階建ての宿泊施設等について、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置を認めることを検討していただきたい。</p>	<p>一戸建て住宅の全部又は一部を宿泊施設等として使用する防火対象物のうち、3 階建て以下で延べ面積が 300 ㎡未満であるものにおいて、受信機を設けずに特定</p>	無

		小規模施設用自動火災報知設備を設置することを消防法施行令第32条の規定により消防本部の権限において認める際の考え方を「消防用設備等に係る執務資料の送付について（平成30年3月15日付け消防予第83号）」問4で示しています。（以下URL参照。） < http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3003/pdff/300315_yo83.pdf >	
No. 16	住宅宿泊事業は、一般個人が担い手となるため、シンプルでわかりやすいルールが求められます。そのため、消防法の目的と住宅宿泊事業の担い手（一般個人であるホスト）のニーズの両立の観点から、本案において必要な規制の合理化を行うことに賛成いたします。 ※注（No.11の意見提出者と同じ）	賛成意見として承ります。	無 （賛成意見のため）
No. 17	近年、消防設備専用の自家発電設備に加えて、多様な負荷が接続される非常電源として自家発電設備が設置される例が増加していることから、設置者が点検の重要性を認識するような広報活動を期待いたします。	御意見として承ります。	無
No. 18	自家発電設備の点検の際に、一般社団法人日本内燃力発電設備協会の専門技術資格者と同協会の非常用自家発電設備保全マニュアル及び点検済証を活用するべきと考えます。 ※注（No.17の意見提出者と同じ）	消防用設備等の点検を行う者の資格について、消防法令に規定されております。 御質問の資格等は任意の資格となりますが、取得することにより、知識及び技術の向上に努めることは望ましいと考えっております。	無
No. 19	非常電源の点検の頻度を経年によって頻度を短縮することは検討したのか。	現行の非常電源（自家発電設備）の点検の周期について、機器点検は6月、総合点検は1年となっております。	無

		この周期は改正案において変更ありません。 今回改正案において6年ごとの点検としている箇所は「運転性能」の1項目のみであり、この6年の周期は、消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会での検討の結果を踏まえたものとなっております。	
No. 20	点検報告に関する規定において、罰則規定を検討すべきではないか。 ※注 (No.19の意見提出者と同じ)	消防法第17条の3の3に規定する点検報告制度について、消防法第44条第11号において罰則規定が定められております。	無
No. 21	負荷運転を実施した際に、その内容を点検票に記載する欄が十分ではないので、様式の追加を検討するべきではないか。	点検票の記載欄が足りない場合には備考欄への記載又は別紙の添付で差し支えないと考えております。	無
No. 22	運転切替性能に関する点検について、電力を常時供給する自家発電設備に限定するのではなく、全ての自家発電設備において実施すべきではないか。	今回改正案は、運転切替性能に関する点検について、常用・防災兼用自家発電設備を対象としていることを明確にしたものであり、従前からの取扱いに関して変更するものではありません。	無
No.23	負荷運転の運転時間について、「必要な時間」の提示を行った上で、点検票の様式に時間を記載する部分を加えるべきではないか。	負荷運転の「必要な時間」について、自家発電設備の規模は建物の規模や接続する設備により様々であり、負荷運転の運転時間は、点検基準に定める事項を確認するための時間となるため、一様ではないと考えております。	無
No.24	「予防的な保全策」について、部品交換等を指している	交換部品については、製品ごとに構造や材質等が	無

	<p>と考えられるが、メーカー及び型式毎に潤滑油等の交換推奨年数や交換部品が様々なので、公平を保つために一定の指針を示して欲しい。</p>	<p>様々であるため、交換推奨年数等を統一することは適当ではないと考えております。なお、「予防的な保全策」を含む具体的な内容については、今後、通知等によりお示しする予定です。</p>	
No. 25	<p>ガスタービンを原動力とする自家発電設備について、総合点検における運転性能点検を求めている理由は何か。 ※注 (No.3 の意見提出者と同じ)</p>	<p>ガスタービンを原動力とする自家発電設備について、6月毎に実施する機器点検における無負荷運転が、負荷運転と同程度の機械的・熱的負荷がかかっていることから、総合点検での運転性能の点検項目を除くことができるとの「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」での検討結果を踏まえたものとなっております。</p>	無
No. 26	<p>「内部観察等」の点検内容は何か。</p>	<p>新たに追加する点検方法の「内部観察等」と、「予防的な保全策」の具体的な内容については、今後、通知等によりお示しする予定です。</p>	無
No. 27	<p>無負荷運転は自家発に影響はないのか。</p>	<p>無負荷運転を累積 36 時間（無負荷運転を 1 ヶ月に 1 回 10 分間行うことを想定した場合の 18 年間に相当）行った調査や長期間無負荷運転を実施している自家発電設備に対する設置状況調査において、自家発電設備の運転に影響ないレベルであったことが確認されております。</p>	無

○意見提出者数：13 件

○総務省令第三十四号

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第一号、第三号及び第九号、第二十一条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第一項ただし書、第二十九条の四第一項並びに第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月一日

総務大臣 野田 聖子

消防法施行規則等の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(スプリンクラー設備を設置することを要しない構造)
第十二条の二 [略]

一 [略]

二 [イ〜ハ 略]

ニ ハの開口部には、建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

(イ)・(ロ) 略

[ホ 略]

[2・3 略]

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

第十三条 [略]

一 令別表第一(掛項イに掲げる防火対象物のうち、同表(内)項口並びに(内)項口及びハに掲げる防火対象物(同表(内)項口及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号及び次号、第二十八条の二第一項第四号及び第四号の二並びに同条第二項第三号及び第三号の二において同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存在せず、かつ、次に定めるところにより、十階以下の階に存する同表(内)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するもの十階以下の階(同表(内)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が三千平方メートル以上の防火対象物にあつては、当該部分が存する階並びに同表(内)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上の階にあつては千五百平方メートル以上のものを除く。)

[イ〜ハ 略]

ニ ハの開口部には、防火戸（三階以上の階に存する開口部にあつては特定防火設備である防火戸に限り、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避

(スプリンクラー設備を設置することを要しない構造)
第十二条の二 [同上]

一 [同上]

二 [イ〜ハ 同上]

ニ ハの開口部には、建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

(イ)・(ロ) 同上

[ホ 同上]

[2・3 同上]

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

第十三条 [同上]

一 令別表第一(掛項イに掲げる防火対象物のうち、同表(内)項口並びに(内)項口及びハに掲げる防火対象物(同表(内)項口及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存在せず、かつ、次に定めるところにより、同表(内)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するもの十階以下の階

[イ〜ハ 同上]

ニ ハの開口部には、防火戸（三階以上の階に存する開口部にあつては特定防火設備である防火戸に限り、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる

難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

〔(イ)・(ロ) 略〕

〔ホ 略〕

二 令別表第一(四)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(四)項イ及びロ並びに(六)項イ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、十階以下の階に設置される区画を有するもの十階以下の階(同表(四)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が三千平方メートル以上の防火対象物にあつては、当該部分が存する階並びに同表(四)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上の階にあつては千五百平方メートル以上のものを除く。)

イ 居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、特定防火設備である防火戸(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸(防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

〔(イ) 随時閉鎖することができる、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。〕

〔(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。〕

ホ 令別表第一(四)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる用途に供する各独立部分(構造上区分された数個の部分で独立して当該用途に供されるものをいう。)の床面積がいずれも百平方メートル以下であること。

〔二 略〕

〔略〕

2

部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

〔(イ)・(ロ) 同上〕

〔ホ 同上〕

〔新設〕

〔二 同上〕

〔同上〕

2

【イ・ロ 略】

ハ ロの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて）以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

【イ・ロ 略】

【三 略】

【二 略】

（自動火災報知設備の感知器等）

第二十三条 【略】

【二 略】

3 令第二十一条第三項の総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドは、標示温度が七十五度以下で種別が一種のものとする。

【4・9 略】

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条 【略】

【2・3 略】

4 【略】

【一 略】

二 屋上広場に面する窓及び出入口に防火戸が設けられているもので、かつ、当該出入口から避難橋に至る経路は、避難上支障がないものであること。

【三 略】

5 【略】

【一 略】

イ 【略】

ロ 開口部に防火戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画されていること。

【ハ・ヘ 略】

【二・三 略】

【六 略】

7 【略】

【一 略】

二 屋上広場に面する窓及び出入口に、防火戸が設けられていること。

【イ・ロ 同上】

ハ ロの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

【イ・ロ 同上】

【三 同上】

【二 同上】

（自動火災報知設備の感知器等）

第二十三条 【同上】

【二 同上】

3 令第二十一条第三項の総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドは、標示温度が七十五度以下で作動時間が六十秒以内のものとする。

【4・9 同上】

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条 【同上】

【2・3 同上】

4 【同上】

【一 同上】

二 屋上広場に面する窓及び出入口に特定防火設備である防火戸又は鉄製網入りガラス入り戸が設けられているもので、かつ、当該出入口から避難橋に至る経路は、避難上支障がないものであること。

【三 同上】

5 【同上】

【一 同上】

イ 【同上】

ロ 開口部に特定防火設備である防火戸又は鉄製網入りガラス入り戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画されていること。

【ハ・ヘ 同上】

【二・三 同上】

【六 同上】

7 【同上】

【一 同上】

二 屋上広場に面する窓及び出入口に、特定防火設備である防火戸又は鉄製網入りガラス入り戸が設けられていること。

〔三〕略
（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）
第二十八条の二 〔略〕

〔一〕三 略
四 前三号に掲げるもののほか、令別表第一(四)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(四)項ロ並びに(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に存する同表(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。）

〔イ〕ハ 略
二 ハの開口部には、防火戸（三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

〔イ〕(イ) 略
〔ホ〕 略

四の二 前各号に掲げるもののほか、令別表第一(四)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(四)項イ及びロ並びに(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に設置される区画を有するものの同表(四)項イ並びに(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。）

イ 居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

二 ハの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

〔三〕同上
（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）
第二十八条の二 〔同上〕

〔一〕三 同上
四 前三号に掲げるもののほか、令別表第一(四)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(四)項ロ並びに(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分（地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く。）

〔イ〕ハ 同上

二 ハの開口部には、防火戸（三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

〔イ〕(イ) 同上
〔ホ〕 同上

〔新設〕

部の面積が四平方メートル以下であること。

二 ハの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

(4) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(g) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 令別表第一(四)項イ並びに(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

〔四・五 略〕

第三十一条 〔略〕

〔一〇四の二 略〕

五 〔略〕

イ 〔略〕

ロ 日本工業規格G三三四二、G三三四八、G三四五二、G三五四若しくはG三四九に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。ただし、配管の設計送水圧力（ノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカル（フオクガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物にあつては、当該フオクガン等が有効に機能する放水圧力として消防長又は消防署長が指定する放水圧力とする。）以上となるように送水した場合における送水口における圧力をいう。以下この号において同じ。）がメガパスカルを超える場合には、日本工業規格G三三四八に適合する管、G三四五四に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもの若しくはG三四五九に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもの若しくはこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を用いなければならない。ハ 管継手は、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとする。ただし、配管の設計送水圧力がメガパスカルを超える場合に用いる管継手は、次に掲げるものその他これらと同等以上の強度、耐食

〔四・五 同上〕

第三十一条 〔同上〕

〔一〇四の二 同上〕

五 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 日本工業規格G三三四二、G三三四八、G三四五二、G三五四若しくはG三四九に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。ただし、配管の設計送水圧力（ノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカル（フオクガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物にあつては、当該フオクガン等が有効に機能する放水圧力として消防長又は消防署長が指定する放水圧力とする。）以上となるように送水した場合における送水口における圧力をいう。以下この号において同じ。）がメガパスカルを超える場合には、日本工業規格G三三四八若しくはG三四五四に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもの若しくはG三四五九に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもの若しくはこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を用いなければならない。ハ 管継手は、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとする。ただし、配管の設計送水圧力がメガパスカルを超える場合に用いる管継手には、フランジ継手にあつては日本工業規格B二二三九若

性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならない。

④ フランジ継手にあつては、日本工業規格 B 二二三九又は B 二二二〇に適合する管継手のうち呼び圧力十六 K 以上のものに適合するもの

⑤ フランジ継手以外の継手にあつては、日本工業規格 B 二三〇九に適合するもの又は B 二二三二若しくは B 二二三三 (G 三四六八を材料とするものを除く。) に適合する管継手のうち呼び厚さでスケジュール四十以上 (材料に G 三四五九を用いるものにあつては呼び厚さでスケジュール十以上) のものに適合するもの

〔表 略〕

〔二〕チ 略〕

〔六〕十 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

しくは B 二二二〇に適合する管継手のうち呼び圧力十六 K 以上のものに適合するもの、フランジ継手以外の継手にあつては日本工業規格 B 二二三二若しくは B 二二三三 (G 三四六八を材料とするものを除く。) に適合する管継手のうち呼び厚さでスケジュール四十以上 (材料に G 三四五九を用いるものは、呼び厚さでスケジュール十以上) のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔表 同上〕

〔二〕チ 同上〕

〔六〕十 同上〕

(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正)

第二条 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

		<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定共同住宅等 令別表第一(内)項口に掲げる防火対象物及び同表(内)項イに掲げる防火対象物(同表(内)項イ及びロ並びに(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物)にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることが出来るものをいう。以下同じ。)の床面積がいずれも百平方メートル以下であつて、同表(内)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の二分の一以上のもに限る。)であつて、火災の発生又は延焼のおそれがないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。</p> <p>二 住戸利用施設 特定共同住宅等の部分であつて、令別表第一(内)項イ並びに(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。</p> <p>三 特定住戸利用施設 住戸利用施設のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するもの以外のものをいう。</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>二 住戸等 特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び各独立部分で令別表第一(内)項イ並びに(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。以下同じ。)、共用室、管理人室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。</p> <p>〔三十八 略〕</p> <p>(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)</p> <p>第三条 特定共同住宅等(住戸利用施設を除く。)において、火災の拡大を初期に抑制する性能(以下「初期拡大抑制性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。</p>	
特定共同住宅等の種類	構造類型	階数	通常用いられる消防用設備等
			必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

		<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定共同住宅等 令別表第一(内)項口に掲げる防火対象物及び同表(内)項イに掲げる防火対象物(同表(内)項イ及びロ並びに(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物)にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることが出来るものをいう。以下同じ。)の床面積がいずれも百平方メートル以下であるものに限る。)であつて、火災の発生又は延焼のおそれがないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。</p> <p>二 福祉施設等 特定共同住宅等の部分であつて、令別表第一(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。</p> <p>三 特定福祉施設等 福祉施設等のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するもの以外のものをいう。</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>二 住戸等 特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び各独立部分で令別表第一(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。以下同じ。)、共用室、管理人室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。</p> <p>〔三十八 同上〕</p> <p>(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)</p> <p>第三条 特定共同住宅等(福祉施設等を除く。)において、火災の拡大を初期に抑制する性能(以下「初期拡大抑制性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。</p>	
特定共同住宅等の種類	構造類型	階数	通常用いられる消防用設備等
			必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

二方向避難 型特定共同 住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備（第三項第二号イ（ロ）及び（ハ）に掲げる階及び部分に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備 又は住戸用自動火災報知設備 及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が六以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備
開放型特定 共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備 又は住戸用自動火災報知設備 及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が六以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備

二方向避難 型特定共同 住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	消火器具 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用自動火災報知設備 又は住戸用自動火災報知設備 及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が十以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用自動火災報知設備
開放型特定 共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用自動火災報知設備 又は住戸用自動火災報知設備 及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が十以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備（十二階以上の階に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	同上

二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が十以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 又は住戸用自動火災報知設備 及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が十以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備
その他の特定共同住宅等	地階を除く階数が十以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が十以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備

二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が十以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 又は住戸用自動火災報知設備 及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が十以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備
その他の特定共同住宅等	地階を除く階数が十以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が十以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備

開放型特定 共同住宅等	地階を除く 階数が五以 下のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	[略]	特定共同住宅等の種類 構造類型	階数	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を 有する消防の用に供する設備 等	2 住戸利用施設において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。	屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
				二方向避難 型特定共同 住宅等	地階を除く 階数が五以 下のもの	屋内消火栓設備（次項第二号イに 掲げる階及び部分に設置するもの に限る。以下同じ。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備			
開放型特定 共同住宅等	地階を除く 階数が十一 以上のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	[略]	特定共同住宅等の種類 構造類型	階数	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を 有する消防の用に供する設備 等	2 住戸利用施設において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。	屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
開放型特定 共同住宅等	地階を除く 階数が五以 下のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	[略]	二方向避難 型特定共同 住宅等	地階を除く 階数が五以 下のもの	屋内消火栓設備（次項第二号イに 掲げる階及び部分に設置するもの に限る。以下同じ。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備			

開放型特定 共同住宅等	地階を除く 階数が五以 下のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	[同上]	特定共同住宅等の種類 構造類型	階数	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を 有する消防の用に供する設備 等	2 福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。	動力消防ポンプ設備
				二方向避難 型特定共同 住宅等	地階を除く 階数が五以 下のもの	屋内消火栓設備（特定福祉施設等 に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備			
開放型特定 共同住宅等	地階を除く 階数が十一 以上のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	[同上]	特定共同住宅等の種類 構造類型	階数	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を 有する消防の用に供する設備 等	2 福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。	動力消防ポンプ設備
開放型特定 共同住宅等	地階を除く 階数が五以 下のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	[同上]	二方向避難 型特定共同 住宅等	地階を除く 階数が五以 下のもの	屋内消火栓設備（特定福祉施設等 に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備			

<p>地階を除く階数が十以上のもの</p>	<p>屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>[略]</p>	<p>二方向避難・開放型特定共同住宅等</p>	<p>地階を除く階数が十以上のもの</p>	<p>屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>[略]</p>	<p>その他の特定共同住宅等</p>	<p>地階を除く階数が十以上のもの</p>	<p>屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>[略]</p>	<p>その他の特定共同住宅等</p>	<p>地階を除く階数が十以上のもの</p>	<p>屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>[略]</p>
-----------------------	---	------------	-------------------------	-----------------------	---	------------	--------------------	-----------------------	---	------------	--------------------	-----------------------	---	------------

<p>地階を除く階数が十以上のもの</p>	<p>屋内消火栓設備(特定福祉施設等に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>[同上]</p>	<p>二方向避難・開放型特定共同住宅等</p>	<p>地階を除く階数が十以上のもの</p>	<p>屋内消火栓設備(特定福祉施設等に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>[同上]</p>	<p>その他の特定共同住宅等</p>	<p>地階を除く階数が十以上のもの</p>	<p>屋内消火栓設備(特定福祉施設等に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>[同上]</p>	<p>その他の特定共同住宅等</p>	<p>地階を除く階数が十以上のもの</p>	<p>屋内消火栓設備(十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>[同上]</p>
-----------------------	---	-------------	-------------------------	-----------------------	---	-------------	--------------------	-----------------------	---	-------------	--------------------	-----------------------	---	-------------

<p>屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>3 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 [略]</p> <p>イ 次の(イ)から(ハ)に掲げる階又は部分に設置すること。</p> <p>Ⅱ</p> <p>(イ) 特定共同住宅等の十一階以上の階及び特定住戸利用施設（十階以下の階に存するものに限る。）</p> <p>Ⅲ</p> <p>(ロ) 特定共同住宅等で、住戸利用施設の床面積の合計が三千平方メートル以上のもの階のうち、当該部分が存する階（イ）に掲げる階及び部分を除く。）</p> <p>(ハ) 特定共同住宅等で、住戸利用施設の床面積の合計が三千平方メートル未満のもの階のうち、当該部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上十階以下の階にあつては千五百平方メートル以上のもの（イ）に掲げる階及び部分を除く。）</p> <p>三 [ロクチ 略]</p> <p>四 [イホ 略]</p> <p>一 住戸利用施設（令別表第一(内)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあつては、住戸利用施設で発生した火災を、当該住戸利用施設の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該住戸利用施設で勤務している者に限る。）（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。</p> <p>二 住戸利用施設に設ける住戸用自動火災報知設備にあつては、住戸利用施設で発生した火災を、当該住戸利用施設の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該住戸利用施設で勤務している者に限る。）（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。</p> <p>三 [イハ 略]</p> <p>四 [イハ 略]</p>
------------------------------	--

<p>るものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>3 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 [同上]</p> <p>イ 特定共同住宅等の十一階以上の階及び特定福祉施設等（十階以下の階に存するものに限る。）に設置すること。</p> <p>Ⅱ</p> <p>[新設]</p> <p>Ⅲ</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>三 [ロクチ 同上]</p> <p>四 [イホ 同上]</p> <p>一 福祉施設等に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあつては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該福祉施設等で勤務している者に限る。）（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。</p> <p>二 福祉施設等に設ける住戸用自動火災報知設備にあつては、福祉施設等で発生した火災を、当該住戸利用施設の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該住戸利用施設で勤務している者に限る。）（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。</p> <p>三 [イハ 同上]</p> <p>四 [イハ 同上]</p>
--	--

災を、当該住戸利用施設の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

〔ホ・ヘ 略〕

4

〔略〕

イ 二方向避難・開放型特定共同住宅等（前項第二号イに掲げる部分に限り、特定住戸利用施設を除く。）又は開放型特定共同住宅等（前項第二号イに掲げる部分のうち十四階以下のものに限り、特定住戸利用施設を除く。）において、住戸、共用室及び管理入室の壁並びに天井（天井がない場合にあつては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。

ロ 十階以下の階に存する特定住戸利用施設を令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物とみなして同条第二項第三号の二の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定住戸利用施設に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定住戸利用施設に限る。）。

二 住戸、共用室及び管理入室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。） 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

（必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第四条 特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）において、火災時に安全に避難することを支援する性能（以下「避難安全支援性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

〔表 略〕

2 住戸利用施設において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

〔表 略〕

〔3・4 略〕

、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

〔ホ・ヘ 同上〕

4

〔同上〕

イ 二方向避難・開放型特定共同住宅等（十一階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。）又は開放型特定共同住宅等（十一階以上十四階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。）において、住戸、共用室及び管理入室の壁並びに天井（天井がない場合にあつては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。

ロ 十階以下の階に存する特定福祉施設等を令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物とみなして同条第二項第三号の二の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定福祉施設等に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定福祉施設等に限る。）。

二 住戸、共用室及び管理入室（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。） 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

（必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第四条 特定共同住宅等（福祉施設等を除く。）において、火災時に安全に避難することを支援する性能（以下「避難安全支援性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

〔表 同上〕

2 福祉施設等において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

〔表 同上〕

〔3・4 同上〕

<p>5 住戸、共用室及び管理人室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。</p>	<p>5 住戸、共用室及び管理人室（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正)

第三条 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>一 「略」</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ ロに掲げる防火対象物以外の令別表第一(括弧イに掲げる防火対象物(同表(括弧イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(括弧イに掲げる用途に供される部分の床面積が三百平方メートル未満のものに限る。))のうち、延べ面積が三百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの</p> <p>「二 略」</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>「一 略」</p> <p>二 「略」</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの(第二条第一号イ(1)、ロ(1)及びハに掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。)</p> <p>「三 略」</p> <p>「3 略」</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「二 同上」</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの(第二条第一号イ(1)及びロ(1)に掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。)</p> <p>「三 同上」</p> <p>「3 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十五条の二第三項の規定に基づき、非常警報設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月一日

消防庁長官 稲山 博司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

第三 [略]

一 [略]

(一) [略]

(二) [略]

(三) [略]

(四) [略]

(五) [略]

(六) [略]

(七) [略]

(八) [略]

(九) [略]

(十) [略]

(十一) [略]

(十二) [略]

(十三) [略]

(十四) [略]

(十五) [略]

(十六) [略]

(十七) [略]

(十八) [略]

(十九) [略]

(二十) [略]

(二十一) [略]

(二十二) [略]

(二十三) [略]

(二十四) [略]

(二十五) [略]

(二十六) [略]

(二十七) [略]

(二十八) [略]

(二十九) [略]

(三十) [略]

(三十一) [略]

(三十二) [略]

(三十三) [略]

(三十四) [略]

(三十五) [略]

(三十六) [略]

(三十七) [略]

第三 [同上]

一 [同上]

(一) [同上]

(二) [同上]

(三) [同上]

(四) [同上]

(五) [同上]

(六) [同上]

(七) [同上]

(八) [同上]

(九) [同上]

(十) [同上]

(十一) [同上]

(十二) [同上]

(十三) [同上]

(十四) [同上]

(十五) [同上]

(十六) [同上]

(十七) [同上]

(十八) [同上]

(十九) [同上]

(二十) [同上]

(二十一) [同上]

(二十二) [同上]

(二十三) [同上]

(二十四) [同上]

(二十五) [同上]

(二十六) [同上]

(二十七) [同上]

(二十八) [同上]

(二十九) [同上]

(三十) [同上]

(三十一) [同上]

(三十二) [同上]

(三十三) [同上]

(三十四) [同上]

(三十五) [同上]

(三十六) [同上]

(三十七) [同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十二号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二及び第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月一日

消防庁長官 稲山 博司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表第24 [略]</p> <p>1 機器点検 次の事項について確認すること。 〔(1)～(4) 略〕</p> <p>④ 運転性能 無負荷運転を実施し、次に掲げる項目について確認すること。</p> <p>ア 運転状況 漏油、異臭、不規則音、異常な振動等がなく、運転が正常であること。</p> <p>イ 換気 給気及び排気の状態が適正であること。</p> <p>〔(4)～(8) 略〕</p> <p>2 総合点検 次の事項について確認すること。 〔(1)・(2) 略〕</p> <p>③ 自家発電装置（原動機と発電機を連結したものをいう。） 原動機と発電機の接続部の状況が適正であること。</p> <p>④ [略]</p> <p>⑤ [略]</p> <p>⑥ 運転性能 ガスタービンを原動力とする自家発電設備以外のものについて、次のいずれかにより確認すること。 ただし、製造年から6年を経過していないもの又はこの点検を実施してから6年を経過していないものであって、運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられている場合を除く。</p> <p>ア 負荷運転 負荷運転を実施し、漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であることを確認すること。</p> <p>イ 内部観察等 機器内部の観察、潤滑油や冷却水の成分分析等を実施し、腐食、劣化等がないことを確認すること。</p> <p>⑦ [略]</p> <p>ア 運転切替性能（電力を常時供給する自家発電設備に限る。） [略] 〔イ・ウ 略〕</p>	<p>別表第24 [同左]</p> <p>1 機器点検 次の事項について確認すること。 〔(1)～(4) 同左〕</p> <p>④ 運転性能 漏油、異臭、不規則音、異常な振動等がなく、運転が正常であること。 [新設]</p> <p>〔(6)～(8) 同左〕</p> <p>2 総合点検 次の事項について確認すること。 〔(1)・(2) 同左〕 [新設]</p> <p>③ [同左]</p> <p>④ [同左]</p> <p>⑤ 負荷運転</p> <p>ア 運転状況 漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であること。</p> <p>イ 換気 給気及び排気の状態が適正であること。</p> <p>⑥ [同左]</p> <p>ア 運転切替性能 [同左] 〔イ・ウ 同左〕</p>

(その1)

別記様式第24

非常電源（自家発電設備）点検票（設備名）									
名称	非常電源			設置場所					
所在地	〇〇〇〇			設置年月日	年	月	日	TEL	
点検種別	機器・部合	番号	点検者	所属会社	住所				
点検者	氏名	〇〇	電話番号	型式等					
点検者	氏名	〇〇	電話番号	型式等					
点検結果	異常あり	異常なし	異常あり	異常なし					
点検項目	点検結果			備置内容					
種類・容量等の内容				判定	不良内容				
機器点検									
周囲の状況									
設置区画	キョービビル式以外								
風水の浸透	自然								
状況	良好								
点検結果	正常								
点検者	〇〇								
点検日	〇〇								
原動機・発電機	種類	容量	備置場所						
冷却装置	ファンクター、配管等								
制御装置	制御装置								
油槽	油槽								
その他付属機器類									
その他									
始動装置	始動装置								
制御装置	制御装置								
燃料	燃料								
その他									

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格JIS4とすること。

2 点検票は、点検票等の内容欄は、記載するものについて記入すること。

3 点検票は、点検票等の内容欄は、記載するものについて記入すること。

4 点検票の点検票は、点検票等の内容欄は、記載するものについて記入すること。

5 点検票の点検票は、点検票等の内容欄は、記載するものについて記入すること。

6 点検票の点検票は、点検票等の内容欄は、記載するものについて記入すること。

(その1)

別記様式第24

非常電源（自家発電設備）点検票（設備名）									
名称	非常電源			設置場所					
所在地	〇〇〇〇			設置年月日	年	月	日	TEL	
点検種別	機器・部合	番号	点検者	所属会社	住所				
点検者	氏名	〇〇	電話番号	型式等					
点検者	氏名	〇〇	電話番号	型式等					
点検結果	異常あり	異常なし	異常あり	異常なし					
点検項目	点検結果			備置内容					
種類・容量等の内容				判定	不良内容				
機器点検									
周囲の状況									
設置区画	キョービビル式以外								
風水の浸透	自然								
状況	良好								
点検結果	正常								
点検者	〇〇								
点検日	〇〇								
原動機・発電機	種類	容量	備置場所						
冷却装置	ファンクター、配管等								
制御装置	制御装置								
油槽	油槽								
その他付属機器類									
その他									
始動装置	始動装置								
制御装置	制御装置								
燃料	燃料								
その他									

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格JIS4とすること。

2 点検票は、点検票等の内容欄は、記載するものについて記入すること。

3 点検票は、点検票等の内容欄は、記載するものについて記入すること。

4 点検票の点検票は、点検票等の内容欄は、記載するものについて記入すること。

5 点検票の点検票は、点検票等の内容欄は、記載するものについて記入すること。

6 点検票の点検票は、点検票等の内容欄は、記載するものについて記入すること。

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十三号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十四号（消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防設備等に類するもの）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月一日

消防庁長官 稲山 博司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。